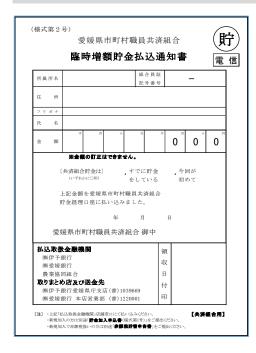
令和7年4月~ 共済貯金の振込用紙変更について

臨時増額貯金(共済貯金の預入)をする際、取扱金融機関の窓口において使用する共済組合の振込用紙について、令和7年度から次のとおり変更します。

令和7年4月1日以降、臨時増額貯金をされる際に振込用紙が必要な方は、変更後の振込 用紙「振込依頼票」を所属所の共済事務担当課でお受け取りください。

なお、共済貯金の振込先口座に変更はありません。

(変更前) 臨時增額貯金払込通知書



- ※ 振込用紙を使用する場合は、金融機関において窓口扱いの振込手数料がかかります。
- ※ 臨時増額貯金は振込用紙を使用する以外に、 ATM、インターネットバンキング等からの振 込も可能です。詳細は本組合ホームページをご 覧ください。
- ※「臨時増額貯金払込通知書」は、令和7年9月 30日までは使用できますが、10月以降は使 用できません。

(変更後) 振込依頼票

